

(新規事業) 令和4年度人権文化推進計画取組実績

(別紙2)

番号	事業名	事業概要	①取組実績	②取組の成果	③取組の課題	④取組の課題を踏まえた実施方針	担当地区等	担当課	該当事業※
1	避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	令和3年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村に努力義務化された。個別避難計画については、国が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改訂）において、優先度が高いと判断する者について、改正法施行後、概ね5年程度で作成に取り組みこととされている。 本市では、令和4年度から令和7年度までにかけて、国の指針等を踏まえて対象を拡大し、個別避難計画の作成に取り組むこととしている。	令和4年度は事業実施の初年度となることから、個別避難計画を作成するケアマネジャー等の福祉専門職に対する研修を行ったうえで、各区役所・支所ごとに先、支援団体地域（又は事業所）を選定し、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方67件（高齢者39件、障害者28件）の個別避難計画を作成した。	災害時のリスクが高く、特に支援を要する方の個別避難計画を作成し、災害に備えることができた。	・作成を依頼しているケアマネジャー等から、作成対象者の抽出が困難であるといった意見があった。 ・個別避難計画を作成する必要がある対象者から作成に係る同意取得が難しい。	市民しんぶんを活用した個別避難計画の周知や、計画作成が円滑に進むよう作成のポイントを絞った「個別避難計画の作り方」の作成等を行い、令和5年度以降は、全市域で個別避難計画を作成する。	保福	保健福祉総務課	高齢者 障害者
2	ヤングケアラーの実態調査結果を踏まえた支援体制づくり	令和3年度の本市の実態調査結果と有識者からの意見、国が令和4年度からの3年間を認知度向上の「集中取組期間」としていることを踏まえ、まずは、子どもや市民向けの普及啓発と、学校や支援者（団体）等向けの研修を重点的に実施し、社会的認知度を向上させることで、当事者が声を上げやすく、周囲からも早期発見・把握ができる環境づくりを行うとともに、複合的課題に対応する支援体制づくりに取り組んだ。	国作成の啓発ポスター掲示、人権啓発パネル展の実施（場所：ゼスト御池 寺町広場、期間：令和4年8月4日～7日）及び京都市情報館や市公式SNSによる情報発信等、社会的認知度の向上を図るとともに、支援団体向けの研修動画や手引きを作成し、ヤングケアラーの早期発見・把握に繋がる取組を行った。また、府市協調による取組として、京都府ヤングケアラー総合支援センターから市立学校の児童生徒（小学4年生～高校3年生）へのチラシ配布、市関係局実務者会議への京都府担当者の参加等、関係機関との連携体制を強化した。	取組を始めたところであり、成果を示すことが難しいが、各区役所・支所の各分野の研修等において、ヤングケアラーをテーマに取り上げていただく機会も増えている等、官民問わず支援機関において関心が高まっていると感じている。	令和3年度の調査結果より、社会的認知度が低く、ヤングケアラー本人や周りの大人が気づきにくいことが課題である。 また、ヤングケアラー支援に当たっては、各分野の既存の施策を組み合わせた支援に取り組んでいるが、一方で、ヤングケアラーになる要因や背景は様々であり、制度の狭間に陥るケースも想定される。	ヤングケアラーの早期発見・把握、適切な支援に繋げるには、社会的認知度の更なる向上が必要であるため、令和5年度は、普及啓発を促進する。 また、ヤングケアラー本人の負担軽減を目的とした訪問支援事業をモデル的に実施することで、家事・育児の支援を通じて対象世帯の課題やニーズの把握等に努める。	子若 保福 教育	子ども家庭支援課 健康長寿企画課 生徒指導課	子ども
3	児童虐待防止のためのSNSを活用した相談体制の整備	国において令和4年度中にSNS相談システムが構築されることを踏まえ、児童虐待の未然防止や早期発見の観点から、子どもや保護者がより相談しやすい環境を整備していくことを目的に、本市においても、子どもや家庭からの相談をSNS上で受け付ける体制を整備した。 現在、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」など電話が中心となっている子どもや家庭からの相談について、コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、相談体制を整備し、SNS上で一般的な子育ての相談から虐待相談まで幅広く相談対応を行う。	令和4年度中の開設に向け、国が開発した相談システムへの接続作業、職員向け研修や本市独自の対応マニュアルの作成等に取り組んだ。また、本市発行の市民向け生活冊子や子育て世帯向け冊子（計7種類）で紹介を行うなどの広報活動にも取り組んだ。	令和5年2月の国におけるシステム運用開始時期に合わせ「親子のための相談LINE」を開設。令和5年3月末現在、計15件の相談を受け、子育てや親子関係の悩みに対応している。LINE上での助言に加え、児童相談所を含む各種相談機関の案内を行っている。匿名でのやりとりであるが、児童相談所への相談に繋がった事例もある。	SNS相談は、相談者の声や表情が把握できないため、少しでも多くの情報を得て、相談者の悩みや思いを添った相談対応の技法を習得する必要がある。	令和5年度以降も、異動等により新たに担当する職員に対しては、専門のカウンセリング機関での研修を受講させる。 また、現在、相談対応に従事している職員についても、相談対応力の向上に向け、これまでの相談対応を共有するなど、個々のスキルアップを図る。	子若	児童福祉センター	子ども
4	医療的ケアが必要な児童・生徒への通学支援	総合支援学校において、通学途上の医療的ケアが必要なためにスクールバスに乗車できず、児童生徒を学校まで送迎いただいている保護者の負担の一部軽減を図るため、看護師同乗の福祉タクシー等による学校～自宅間送迎に係る経費を補助する。（※送迎回数に上限あり）	通学支援開始（12月） 利用者数：9名（延べ送迎実施回数：142回）	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、保護者の負担軽減を図ることができた。	通学支援へのニーズは今後増えていくことが予想される。そのための予算確保や、通学支援に協力できる事業者を新たに確保していくことが課題である。	通学支援の充実を図るとともに、関係機関等とも十分に連携を図り、通学支援に協力可能な事業所の確保に努める。	教育	総合育成支援課	障害者 子ども
追加	ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した庁舎整備	効果的・効率的な業務執行体制の構築と災害等に備えた危機管理体制の強化を目指し、市内に点在する水道・下水道の事業所、営業所等の窓口機能を集約した事業・防災拠点の整備を進めるため、市内南部エリアを所管する「上下水道局総合庁舎」を整備した。	各所の段差解消や車いす等の移動空間の確保、見やすい文字サイズやビクトサインの活用、各階にオストメイト器具を備えた多機能トイレを確保した。 目の不自由な方に向けては、歩道からエントランスロビーの総合受付までの誘導として点字タイルを設置し、施設案内サインや多機能トイレの案内サイン、階段手すり、触知・点字加工を施した。また、施設案内サインや各所のサインには、多言語対応として、4か国語（日英中韓）や2か国語（日英）表記とし誰もが使いやすい施設とした。	多くの人が利用する施設として、ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する法律等に則ったものであることはもちろんのこと、安心安全、円滑な移動、わかりやすさ、使いやすさの向上につながった。	-	-	上下水	技術監理室 監理課	女性 子ども 高齢者 障害のある人
追加	西京☆わくわくはぐくみアクション	区内関係機関・団体と連携し、子どもたちの健やかな発達・育児や子育てを地域ぐるみで大切に育つ支える「はぐくみ文化」の推進に取り組み事業として、令和3年度から、夫婦のパートナーシップ、父親の育児参加をテーマに取り組んでいる。その一環として、令和5年3月に、冊子「西京V/VBOOK「パパははじめます」」を作成し、配付した。	令和5年3月に、冊子「西京V/VBOOK「パパははじめます」」を作成し、配付（発行部数：3,000部）。 【掲載内容】 ・西京区先輩パパからのヒント・体験談 ・妊娠期からのママの心と体の変化 ・夫婦・家族のコミュニケーションのコツ ・互いに心地よい育児家事の分担 など	主に母子健康手帳交付時に、パパの育児参加や夫婦の子育てシェアリングについて説明・配付することで、父親（パートナー）が産後から始める子育て（生活）についてイメージを持ち、育児参加につなげられるよう進めている。また、ワークライフバランスの推進にも寄与している。 さらに、市内図書館からの配架希望や本市の「ワークライフバランス応援web」への掲載など反響をいただいている。	「産後V/V育休」の創設など、父親（パートナー）が育児に取り組みやすい環境は少しずつ整備されているが、まだまだ子育ての多くを母親が担っている現状がある。 子育ては夫婦をきめ、社会で担うという認識が大切であると考える。	令和5年度以降も、西京V/VBOOKの継続配布のほか、継続的な父親（パートナー）の子育て支援事業をはじめ、夫婦での子育てを意識した事業を展開する。	西京区	子どもはぐくみ室	子ども